

国民体育大会における「治療目的使用に係る除外措置 (TUE)」の申請について

財団法人日本アンチ・ドーピング機構 (JADA)

1. TUE について

ドーピング防止規則違反の対象となる禁止物質・禁止方法であっても、事前に所定の手続きにより TUE が認められれば、例外的に使用することができます。

2. TUE 申請手続き

所定の書式により、原則として競技者本人が直接 JADA-TUE 委員会へ申請します。

ただし、競技者本人の責任において都道府県体育協会あるいは中央競技団体を經由した申請も可能です。なお、書式は JADA のホームページからダウンロードすることができます。詳細につきましては、「2010 年ドーピング防止のための選手必携書」の 5~9 頁をご確認願います。

3. TUE 申請書記入時の注意事項

TUE 申請書は、国体においては日本語で記載いただいても構いません。ただし、国際競技大会に参加予定の場合には英文でご記入ください。申請には、「TUE 申請確認書 (TUE 申請書の 4 頁目)」、および診断根拠として、病歴や所見、検査結果などを添付する必要があります。

4. 提出

TUE 申請書は、原則郵送で提出してください。緊急の場合はファックスでも受け付けますが、別途原本を必ず郵送願います。TUE 申請書は、原則として競技会の 30 日前までに提出して下さい。なお、不測の事態や緊急治療の場合には大会期間中でも受け付けいたします。

5. TUE 申請書の受信と審査

TUE 申請は、JADA-TUE 委員会にて審査を行い、審査の結果は、JADA-TUE 委員会より「判定書」が発行されます。

※ TUE 申請書の審査結果は、競技者へ直接送付され、承認された場合には ADAMS に入力されます。競技者が選手として参加する都道府県の体育協会と所属の中央競技団体は、ADAMS にて承認された TUE 申請を確認することができます。

6. 選手として参加する都道府県名の確認

国体での TUE 申請には、別添の「都道府県名申告書」を TUE 申請書に添付して提出してください。「都道府県名申告書」は、選手として参加する都道府県を確認するための書類です。

「都道府県名申告書」が添付されていない場合、TUE 申請自体は有効ですが、選手として参加する都道府県の情報を入力できませんので、都道府県体育協会による TUE 申請承認の確認ができません。

7. 既に TUE 取得済みの場合

既に TUE を取得済みで、有効期限が残っている場合には再度 TUE 申請の必要はありません。その場合、都道府県体育協会による TUE 申請承認の確認のため、「都道府県名申告書」のみご提出ください。

8. TUE に関する国際基準の改訂について

平成 22 (2010) 年 1 月 1 日より TUE に関する国際基準が改訂となりました。

それに伴い、吸入喘息治療薬につきましては手続きが変更されました。

詳細につきましては、「2010 年ドーピング防止のための選手必携書」の 5~9 頁をご確認願います。